

	問い合わせ先
担当課	健康福祉局 健康部保健所 感染症対策課
直通	072-222-9936 (健康医療推進課内)
内線	3406 (健康医療推進課内)
F A X	072-228-7943 (健康医療推進課内)

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え

相談・診療体制を強化します

堺市では、冬季における発熱者等の増加に対応するため、堺市医師会のご協力を得て発熱外来の運用を開始する等、令和2年11月から相談体制や診療体制の強化を図ります。これにより、市民の皆さまが安心して医療機関を受診いただける体制が下記のとおり整いますのでお知らせします。

記

○相談体制の強化

発熱等の症状がある場合、これまでの相談先であった受診相談センターから、原則としてかかりつけ医等に電話等で連絡していただく方法に変更し、症状がある方が今まで以上に相談しやすい体制を構築。

○発熱外来の設置

感染対策を講じ発熱者に対して受診と検査の両方の対応が可能な発熱外来を設置（令和2年10月21日現在：56か所設置）することで、発熱者が安心して医療機関に受診できる体制を整備。

○検査体制の強化

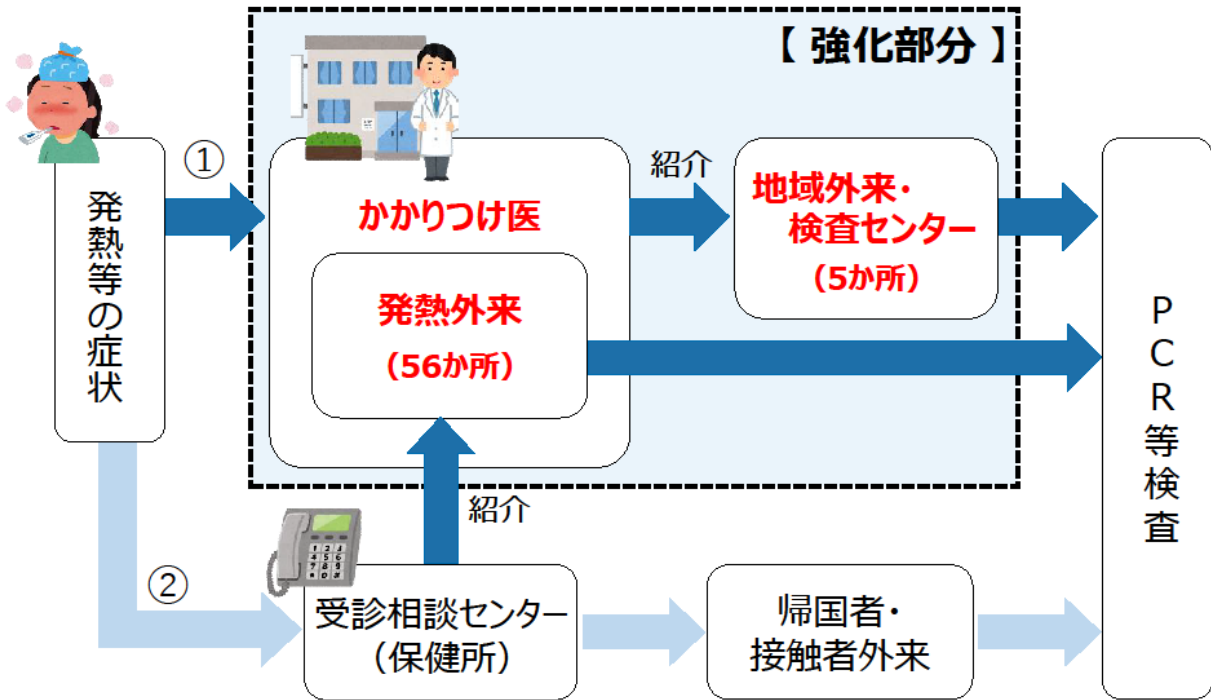
検査体制の強化や保健所業務の負担軽減を目的に、かかりつけ医等からの紹介を受けてPCR検査等を実施する地域外来・検査センターを市内5か所に設置。

○周知方法

受診時の注意点を記載したポスターを市内医療機関、各区保健センター等に掲示するほか、市ホームページや広報さかい等を通じて広く市民に発信。

■参考

(相談・診療体制イメージ図)



(ポスター)

**発熱や風邪等の症状があるときは
受診前に必ずお電話を!!**

発熱や風邪等の症状があるとき

- 1 かかりつけ医または、お近くの医療機関に電話等でご相談下さい
- 2 受診する医療機関が見つからない場合は、新型コロナ受診相談センターにご相談下さい
TEL 072-228-0239 FAX 072-222-9876

堺スタイル
SAKAI Style